

◎新潟県告示第779号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成26年5月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成26年2月14日	小出 信男	二級建築士	第7597号	死亡
平成26年3月28日	塚田 定良	二級建築士	第618号	死亡
平成26年3月28日	品田 博昭	二級建築士	第12906号	死亡
平成26年2月28日	島倉 由香子	二級建築士	第13237号	申請